

D 4 - 3 0

5 年 保 存 (常)
(令 和 12 年 12 月 31 日 ま で)

F N . D 4 - 6 - 0

鹿 免 管 第 4 9 9 号
令 和 7 年 6 月 6 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	聴 聞 係	Tel	
----	-------	-----	--

「運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領」の改正について
(通達)

運転免許（以下「免許」という。）の効力の仮停止等に関する事務処理については、
「運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領について（通達）」（令和3年3月
15日付け鹿免管第289号。以下「旧通達」という。）により運用しているところである
が、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、別添「運
転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領」のとおり、所要の改正を行い、運用
することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和7年6月6日から施行することとし、旧通達については、令
和7年6月6日付けで廃止することとする。

別添

運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領

第1 目的

この要領は、免許の効力の仮停止等に関する事務について、制度の趣旨に照らし、その迅速適正な処理を図るため事務取扱いの基準を示したものである。

第2 対象事故事件の捜査

1 現場臨場

死亡事故事件については、仮停止等に該当する場合が多いので、死亡事故が発生した場合は、警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が指名した警部補以上の階級にある警察官が現場に臨場して、事件の真相究明に努めること。

2 本処分に関する関係書類の作成

警察署長等は、実況見分等の結果により、当該事故・事件が仮停止等に相当する事案であると認めたときは、直ちに当該事故事件が迅速適正に処理されるよう必要な措置を講じ、おおむね事故発生後（交通事故の救護義務違反にあっては、被疑者の検挙後）48時間以内において、本処分に関する関係書類の作成が行われるようにすること。

3 免許事実の確認

仮停止等に相当する交通事故を起こした者の中には、免許を受けていること、又は免許内容を故意に偽る者がいるので、事故処理に当たっては、必ず有効な免許であることを確認すること。

第3 事実の認定

1 違反行為に関する事実認定

仮停止事案の多くは、非現認の事故事件であるから、違反行為に関する事実認定に当たっては、実況見分を入念に行うなど事案の真相を適確に把握しておくこと。

2 因果関係の究明

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第103条の2第1項第2号及び第3号は、一定の「違反行為をし、よって交通事故を起こし」たことをその処分理由としており、違反行為が直接又は間接の原因となって交通事故が起きたこと、つまり違反行為と交通事故との間に何らかの因果関係が存在することを要件としているので、事実認定に当たってはこの関係の究明に努めること。

なお、この因果関係の究明を速やかに行うことが困難な事案については、仮停

止等の処分は行わないようにすること。

第4 処分の決定

1 報告、連絡

- (1) 警察署長等は、仮停止等をしようとするときは、あらかじめ免許管理課長（聴聞係）に事案の概要及び処分を必要と認める理由を電話報告し、処分についての意見を聴いた上で処分を決定すること。

処分を決定した警察署長等は、仮停止等事案発生即報要領（別添）により事案の概要等を報告すること。

- (2) (1)の報告を受けた免許管理課長は、仮停止等をしようとする者の住所地が他の都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の管轄区域内にある場合は、直ちに(1)の報告事項をその者の住所地を管轄する公安委員会に電話連絡すること。

- (3) (1)及び(2)の報告、連絡は、免許管理課長（聴聞係）に電話報告した後、仮停止等事案発生即報（別記第1号様式）によって行うこと。

2 処分決定上の留意事項

- (1) 被害の程度又は責任の度合いが軽微で、仮停止等の処分に相当しないと認められる事案については、仮停止等を行わず、速やかに本処分が行われるよう手続をとること。
- (2) 仮停止等の処分事由に該当した者が負傷、病気等のため、明らかに仮停止等の期間内に自動車等を運転することがないと認められる場合は、仮停止等を行わず、速やかに本処分が行われるよう手続をとること。

第5 被処分者の運転車両に対する措置

仮停止等を受けることとなる者が運転していた車両の取扱いについては、仮停止制度の趣旨及び事案の重要性等を踏まえ、特に慎重を期すこと。

特に、捜査の必要性から証拠品又は証拠品に準じた取扱いになることが十分に予想されることから、車両の移動、保管等については適正捜査の観点から、誤りのないように十分配慮すること。

第6 免許証等の保管及び返還

- 1 仮停止等の処分を行った場合、処分を受けた者の運転免許証（以下「免許証」という。）又は免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）の保有状況に応じて、次の措置を講ずること。

- (1) 仮停止等を受けた者が免許証のみを有する者である場合は、免許証の提出を受ける。

- (2) 仮停止等を受けた者がマイナ免許証のみを有する者である場合は、免許情報記録の抹消を行う。
 - (3) 仮停止等を受けた者が免許証及びマイナ免許証を有する者である場合は、免許証の提出を受けるとともに、免許情報記録の抹消を行う。
 - (4) 仮停止等を受けた者が国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を有するものである場合は、国際運転免許証等の提出を受ける。
- 2 仮停止等をした事案について、免許管理課は本部用の仮停止等処分簿（別記第2号様式）、警察署又は高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）は警察署用の仮停止等処分簿（別記第3号様式）をそれぞれ作成することとし、本処分が行われるまでの間における免許証、国際運転免許証及び外国運転免許証（以下「免許証等」という。）の保管は、当該免許証等の送付を受けた免許管理課で行うこと。ただし、免許管理課長から保管についての指示があった場合は、その指示に従うこと。
 - 3 仮停止等の期間内に処分を受けた者が公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更した場合における変更後の住所地を管轄する公安委員会への法第103条の2第6項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知書並びにその際における仮停止通知書又は仮禁止通知書（別記第4号様式）及び免許証等の再送付は、当該仮停止等の期間内に法第94条第1項（法95条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による住所変更に関する免許証の記載事項の変更届出があったとき（法95条の5第3項（第2号に係る部分に限る。）の規定により住所変更等の届出を要しない場合（住所変更ワンストップサービス等の適用を受ける場合）を含む。）又は国際運転免許証及び外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する者から住所を変更した旨の通知があったときに限り行うこと。
 - 4 免許証等の提出を受けたときは、提出した者に対して、次のことを教示しておくこと。
 - (1) 仮停止等の期間内に、本処分が行われなかった場合は、免許証等の返還は、1の規定により保管している場所で行うこと。
 - (2) 仮停止等の期間内に公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更した場合は当該期間内に速やかに法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更届出（国際運転免許証等を所持する者にあつては、仮禁止をした警察署長等に対して住所を変更した旨の通知）をすべきこと、及びその届出（通知）を怠った

ときは、事案発生時の住所地の免許管理課で免許証等を返還することになる。

- 5 仮停止等の処分を行い、免許情報記録の抹消を行った場合は、当該者が停止期間（本処分に係るものを含む。）の満了又は停止処分（本処分が行われた場合は当該本処分）の解除の後に初めて特定免許情報の記録を受ける場合（停止期間の満了又は停止処分の解除後に免許証又は免許情報の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）を受け、又は当該免許以外の免許を与えられた者等は除く。以下「初回の特定免許情報の記録」という。）に、特定免許情報記録手数料は徴収しないとされていることに留意し、特定免許情報記録手数料の誤徴収の絶無に向けた措置として「運転免許の行政処分事務に関する事務処理要領の改正について（通達）」（令和7年3月24日付け鹿免第246号）別添第7の6(4)イに記載する措置を講ずることを徹底すること。

第7 弁明の機会の供与

- 1 法第103条の2第2項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の供与は、仮停止処分通知書（別記第5号様式）及び仮禁止処分通知書（別記第6号様式）によって行うこととしているが、当該処分通知の際には、請書（別記第7号様式）を徴した上で、重ねて弁明の機会のある旨を口頭で説明するとともに、併せて次の事項を教示しておくこと。
 - (1) 弁明は、特別な事情がない限り、警察署等で行う。
 - (2) 弁明は、あらかじめ指定した日（処分をした日から5日以内）までの間に行うこと。ただし、特にやむを得ない事情があれば、弁明の日時を変更することができる。
 - (3) 弁明は、口頭による弁明に代えて弁明書を提出して行うことができる。
- 2 仮停止等を受けた者又はその代理人から口頭による弁明が行われたときは、警察署長等又は警察署長等が指名した警察職員は「道路交通法の規定に基づく関係様式の制定について（通達）」（令和6年11月25日付け鹿免管第1268号。以下「意見の聴取関係様式等通達」という。）に規定する弁明調書（意見の聴取関係様式等通達別記第12号様式）を作成すること。
- 3 警察署長等が指名した警察職員が弁明を録取したときは、速やかにその内容を警察署長等に報告させること。
- 4 警察署長等は、仮停止等を受けた者又はその代理人の弁明の内容を審査した結果、仮停止等をすることが適当でないと認めたときは、あらかじめ警察本部長の指示を受け、その処分を取り消すこと。この場合において、当該処分を受けた者に対し、速やかにその旨を通知するとともに、提出されている免許証等を返還し、

処分に際して免許情報記録の抹消を受けた者が、特定免許情報の記録を申請する場合は、その者の個人番号カードに特定免許情報を記録すること。

第8 仮停止通知書等の送付

1 仮停止等をした警察署長等が仮停止通知書又は仮禁止通知書及び当該処分を受けた者から提出を受けた免許証等（以下「仮停止通知書等」という。）を処分を受けた者の住所地を管轄する公安委員会に送付するときは、次によること。

(1) 送付先が本県の公安委員会である場合、仮停止通知書等と当該事案に係る本処分の関係書類を併せて送付すること。

なお、本処分の関係書類のうち、「運転免許の行政処分事務に関する報告要領及び様式の制定について（通達）」（令和6年11月27日付け鹿免管第1214号）に定める交通事故等行政処分登録票（別記第1号様式）については、事務の簡素化を図るため、第4の1による仮停止等事案発生即報をもって代えることができるものとする。

(2) 送付先が他の公安委員会である場合、仮停止等をした警察署長等から関係公安委員会宛てに仮停止通知書、行政処分関係書類送付書及びその添付書類を直送させること。

2 仮停止通知書等の送付は、次によること。

(1) 送付途中において、免許証等が紛失することのないよう配慮すること。特に他の公安委員会に送付する場合は、必ず書留速達郵便にすること。

(2) 送付手続は、仮停止等の決定をしたときから、おおむね3日以内に行うこととし、送付先が他の公安委員会である場合は、原則として当該事案に係る本処分の意見の聴取期日の5日前までに到着するように送付すること。

なお、他の公安委員会に送付する場合において、書留速達郵便によっても、所定の期日までに到着することが困難と認められる場合は、意見の聴取準備に必要な事項を別途電子メール等によって通報するなど便宜措置を講ずること。

第9 警察庁情報処理センターに対する登録手続

1 仮停止等をした警察署長等から第4の1による報告を受理した免許管理課は、警察共通基盤システムによる運転者管理業務によって、仮停止等を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証番号（仮停止を受けた者がマイナ免許証を有する者である場合は免許情報記録番号）を確認し、当該事案について事故登録票を作成し、速やかに事故登録を行うこと。

2 事故登録に伴う警察庁情報処理センターからの点数通報を受理した場合において、仮停止等を受けた者の住所地が他の公安委員会の管轄区域内にあるときは、

直ちにその者に係る点数通報書を他の行政処分関係書類とともに、住所地を管轄する公安委員会に送付すること。

なお、住所地を管轄する公安委員会において、急を要するときは、当該事案の事故登録が行われた直後に、その者について違反事実照会を行い、その回答に基づいて意見の聴取準備を行うようにすること。

第10 意見の聴取の期日及び場所の通知

仮停止等事案に係る本処分は、原則として意見の聴取該当事案となるので、仮停止等の期間内に本処分を行うためには、その期間内に意見の聴取が行われるように手続する必要があることから、意見の聴取の期日及び場所については、次により速やかに通知すること。

1 意見の聴取を行う公安委員会が本県の公安委員会である場合

- (1) 免許管理課長は、第4の1による報告を受けた事案が意見の聴取該当事案であると認めたときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定し、当該報告をした警察署長等に対し、被処分者に対する意見の聴取通知書の交付を指示すること。
- (2) 指示を受けた警察署長等は、仮停止等の処分通知の際に併せて意見の聴取通知書を交付して意見の聴取の期日及び場所を通知し、被処分者から申立書（意見の聴取関係様式等通達別記第13号様式）又は権利放棄書（意見の聴取関係様式等通達別記第14号様式）を徴しておくこと。

2 意見の聴取を行う公安委員会が他の都道府県の公安委員会である場合

- (1) 免許管理課長は、第4の1による連絡を受けた事案が他の都道府県公安委員会の意見の聴取該当事案であると認めたときは、直ちにその公安委員会に連絡の上、意見の聴取の期日及び場所を聴取した後、仮停止等をした警察署長等に対し、聴取内容に係る意見の聴取通知書の交付を依頼すること。
- (2) 依頼を受けた警察署長等は、意見の聴取通知書を交付し、受領書を徴しておくこと。

3 警察署等には、あらかじめ都道府県名の記載をしていない公安委員会用の意見の聴取通知書（別記第8号様式）及び警察本部長用の意見の聴取通知書（別記第9号様式）を備え付けておくこと。

4 意見の聴取通知書の交付について指示又は依頼を受けた警察署長等は、意見の聴取通知書に所要の事項を記載し、公安委員会又は警察本部長名欄に関係都道府県名を記載したものを複写（コピー）で正副2通作成し、正本は被処分者に交付し、複写（コピー）は控えとして事務取扱者等を証明する文書として利用すること。

と。

- 5 警察署長等が他の公安委員会から依頼を受けて交付する意見の聴取通知書には、通知依頼確認書（別記第10号様式）により、依頼を受けて交付するものである旨を記載して交付すること。
- 6 意見の聴取通知書の副本の受領書欄外には、交付担当職員の所属、階級及び氏名の記載並びに押印をすること。
- 7 意見の聴取通知書の副本は、第8の仮停止通知書等とともに、関係公安委員会に送付すること。
- 8 仮停止等の処分事由に該当する事案が年末年始等の時期に発生し、仮停止等の期間内に意見の聴取を行うことができない場合であっても、仮停止等の処分を行うこととし、意見の聴取の期日及び場所についても、処分の通知の際に併せて行うこと。この場合において、仮停止等の期間を経過したときは、免許証等は返還しておくこと。

別 添(第4の1関係)

仮停止等事案発生即報要領

1 報告、連絡要領

- (1) この即報は、発生した事案が仮停止等に該当する事案であるか否か、及び免許の取消し又は停止に該当する事案であるか否かの判断をするための資料となるものであるから、適確な判断ができるに足る内容のものでなければならず、また、事案の真相が誤りなく伝達できるものでなければならないことに注意すること。
- (2) 報告に当たっては、まず、事案の概要を第一報し、その後事案の真相が判明するに従い、逐次報告するようにすること。
- (3) 報告終了後、既に報告した内容に変更を来す新事実を発見したときは、速やかに追加又は訂正の報告をすること。

2 様 式

仮停止等事案発生速報

3 記載要領

(1) 被処分者欄

ア ① 本 籍

都道府県名（外国人の場合は、国籍）のみを記載すること。

イ ② 住 所

事案発生時における被処分者の住所地を記載すること。

ウ ③ 氏 名

被処分者の氏名を記載すること。

エ ④ 性 別

該当する性別を○で囲むこと。

オ ⑤ 生年月日

生年月日及び満年齢を記載すること。

カ ⑥ 免許種別

該当欄の上部に○印を付すること。

キ ⑦ 免許証

所持する免許証の免許証番号、交付年月日及び交付公安委員会名を記載すること。

ク ⑧ 免許情報記録番号

所持するマイナ免許証の免許情報記録番号及び記録公安委員会を記載すること。

ケ ⑨ 違反車両

事案発生時に運転していた車両の種類を記載するとともに、自家用、営業用の別について○で囲むこと。

(2) 処分理由欄

ア ⑩ 発生日時

事案発生日時を記入すること。

イ ⑪ 発生場所

事案発生の場所及び路線名を記載すること。

ウ ⑫ 違反行為

事故原因となった違反行為名、当該違反行為に係る法の該当条項号及び罰条の該当条項号を記載すること。

エ ⑬ 事故の形態

事故の形態を簡記すること。

(記載例)

- 車両相互の追越し時正面衝突
- 車両相互の右折時側面衝突
- 車両の単独転落
- 車両対人の対面通行中衝突
- 車両対人の交差点横断歩道横断中衝突

オ ⑭ 事故原因となった違反行為の内容及び事故の概況

事故原因となった違反行為の内容と事故の概況を簡記すること。

なお、即報の時点では、添付書類がないため、事案の内容はこの欄の記載内容が仮停止等の適否を判断する上で唯一の資料となるので、事実（証拠）に基づいて違反行為と事故との相関関係を具体的に記載するほか、次の事項を明確に記載すること。

(ア) 第1当事者が相手方を発見し、衝突（接触、追突）に至るまでの当事者の動静

(イ) 事故を回避するためにとった処置（又はとれなかった状況）

(ウ) 衝突（接触、追突）箇所等を簡記して事故の状況

(記載例)

例1 酒酔い運転による死亡事故

被処分者は、酒に酔い（呼気1リットルあたり0.5ミリグラム以上検知）、正常な運転ができないおそれがあることを知りながら、普通乗用車を運転

し、前方に対する注意を欠いて進行（時速約50キロメートル）したため、進路の左側に同一方向に向けて駐車中の普通貨物自動車を直前で発見し、危険を感じ急ブレーキをかけたが及ばず、自動車のバンパー左側で駐車車両の後部に追突し、自車の助手席に乗っていた被害者を死亡させたものである。

例2 無免許運転による死亡事故

被処分者は、自己の免許では運転できない普通乗用車を運転して進行（時速約40キロメートル）中、道路右から横断中の歩行者を約15メートル先に発見し、一時停止すべくブレーキを踏もうとしたところ、ブレーキとアクセルを踏み違えたため、暴走し、慌ててハンドルを左に切ったが及ばず、自動車の右バンパーで被害者を跳ね飛ばし、死亡させたものである。

カ ⑮ 被害者の生年月日

被害者の生年月日及び年令を記載すること。

なお、被害者が多数ある場合は、主たる者1名について記載すること。

キ ⑯ 被害者の性別

⑭に記載した者の性別を○で囲むこと。

ク ⑰ 被害者の状態

該当事項の□印を○で囲むこと。

「その他」の場合には、（ ）内に具体的にその状態を記載すること。

（記載例）

路上作業中、路上遊戯中、屋内居住者等

ケ ⑱ 被害状況

当該事故による被害の項目別合計を記載すること。

コ ⑲ 不注意の程度

不注意の程度の認定については、「運転免許の行政処分事務処理要領について（通達）」（令和元年5月20日付け鹿免管第881号）の別表第1の交通事故の不注意の程度の認定基準に基づいて行うこと。

サ ⑳ 過去1年以内の行政処分歴

免許の停止等の処分の始期が、過去1年以内にあるものを全部記載すること。

シ ㉑ 身柄措置

身柄の措置については、該当するものの□印を○で囲み、逮捕日時、釈放日時は、それぞれの日時を記入すること。

送致時における身柄措置欄は、即報時において送致済みの場合、その身柄の

有無について該当する□印を○で囲むこと。

ス ㉔ 事故時免許証携帯の有無

該当する□印を○で囲むこと。

セ ㉕ 仮停止の期間

当該事故による仮停止の期間を記載すること。

(3) 備考欄

被処分者、被害者その他関係者の申立事項、その他必要な事項を記載すること。

別記

第 1 号様式（第4の1の(3)関係）

仮 停 止 等 事 案 発 生 即 報																										
発信年月日		年 月 日										前 時 分		後												
発 信 者												仮停止事案				事件番号										
受 信 者												取扱警察署名														
被 処 分 者	①本 籍																									
	②住 所																									
	③氏 名												④性別		男		⑤生年月日									
	氏名コード		-----										女		大・昭・平・令 年 月 日生 (歳)											
分 者	⑥ 免許 種別	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け	大	中	準	普	⑨ 違反 車両	自 家 用 営 業 用				
		型	型	型	通	特	二	自	二	特	付	引	型	型	通	特	引	型	型	中			型	通		
	第一種免許										第二種免許					仮免許										
	⑦免許証番号		第 号 年 月 日										公安委員会交付													
⑧免許情報記録番号		第 号 年 月 日										公安委員会記録等														
処 分 理 由																										
⑩発生日時		年 月 日										前 時 分 頃		後												
⑪発生場所												路線名														
⑫違反行為		違反（法第 条第 項第 号、法第 条第 項第 号）																								
⑬事故の形態																										
⑭事故原因と なった違反 行為の内容 及び事故の 概況		----- ----- ----- ----- ----- (目撃者 ☐ 有 ☐ 無)																								
被 害 者	⑮生年月日		大・昭・平・令 年 月 日生 (歳)										⑯性別		男		女									
	⑰被害者の 状態		□歩行者□同乗者□被害車両の運転者□被害車両の同乗者□その他 ()																							
⑱被 害 状 況		死 亡	負 傷		治 療 日 数	物 損（車両、家屋、その他）										⑲ 不注意 の程度	重 い	軽 い								
			重 傷	軽 傷																						
⑳過去 1 年以内 の行政処分歴		処 分 年 月 日										処分日数		処分種別		短縮日数										
		・ ・ ・										日				日										
		・ ・ ・										日				日										
		・ ・ ・										日				日										

第 3 号 様 式 (第 6 の 2 関 係)

仮 停 止 等 処 理 簿

(警察署用)

[illegible]

仮 停 止 通 知 書 禁 止

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

警 察 署 長 閣 下

第103条の2第4項
道路交通法 第107条の5第10項において準用する第103条の2第4項の規定により、

停止
下記の者について仮 通知書を送付する。
禁止

住 所 本 邦 に お け る 住 所	
氏 名	
免許証 免許情報記録 の番号 国際運転免許証	第 号 年 月 日 公安委員会交付 第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免許 運転することがの種類 できる自動車等	
停 止 仮 の 理 由 禁 止	
備 考	

仮停止処分通知書

下記の理由により、あなたの免許の効力を 年 月 日から 年 月
日まで仮停止したので通知します。

なお、この処分については、処分を受けた日から起算して5日以内に、本職に対し、
弁明をすることができます。また、弁明は、代理人をもって行うことができ、弁明の際
には有利な証拠を提出することができます。

年 月 日

警 察 署 長 印

住 所					
氏 名					
免許証の番号	第	号	年 月 日	公安委員会交付	
免許情報記録番号	第	号	年 月 日	公安委員会記録等	
免 許 の 種 類					
理 由					

注 意 事 項

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律139号）の定めるところにより、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。
- 3 停止期間中に自動車などの運転をすると、無免許運転となります。

仮禁止処分通知書

下記の理由により、あなたの自動車等の運転を 年 月 日から 年 月 日まで仮禁止したので通知します。

なお、この処分については、処分を受けた日から起算して5日以内に、本職に対し、弁明をすることができます。また、弁明は、代理人をもって行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。

年 月 日

警 察 署 長 印

住 所						
氏 名						
免許証の番号	第	号	年	月	日	公安委員会交付
免許情報記録番号	第	号	年	月	日	公安委員会記録等
免許の種類						
理 由						

注 意 事 項

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律139号）の定めるところにより、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。
- 3 停止期間中に自動車などの運転をすると、無免許運転となります。

第7号様式(第7の1関係)

請 書

年 月 日

鹿児島県警察本部長

殿

警察署長

現 住 所

免許証記載の

住 所

氏 名

(歳)

免許種別

(免許番号)

----- 号

私は、 年 月 日から 年 月 日まで 日間
運転免許の仮停止を受けましたので請書とともに運転免許証を提出いたします。

講 習	☐ 受ける	受 講 場 所	☐ 鹿児島県
	☐ 受けない		☐ 都道府県
	☐ 未定		

住所 殿	第 年 月 日 号
公安委員会 意見の聴取通知書 あなたに対する下記の理由により免許の取消しにかかる道路交通法第104条 第1項に規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。 記	
意見の聴取の期日	年 月 日 午前・午後 時 分
意見の聴取の場所	
処分しようとする理由	年 月 日の交通事故(交通違反)で行政処分の 前歴回の点となり免許取消しの基準点数に達したため

意見の聴取に際しての留意事項

- 1 あなた又はあなたの代理人が、正当な理由なく出頭しなかったときは意見の聴取を行わないで処分します。
- 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは代理人一人を選任し、意見の聴取の期日までに代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対して、あなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
- 4 意見の聴取の期日に補佐人と出頭しようとする場合は、その者の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した「補佐人出頭許可申請書」を意見の聴取の期日までに行政庁に提出して許可を受けてください。

※ 意見の聴取当日は、必ず運転免許証(マイナ免許証)及び通知書を持参してください。

受 領 書 公安委員会 殿 年 月 日付け、 第 号の意見の聴取通知書は受領しました。 意見の聴取には、	年 月 日
1 私又は代理人が出席します。 (理由なく欠席したときは、事実間違いないので欠席のまま処分を決定して下さい。) 2 事実間違いなく、弁解等もないので欠席のまま処分を決定して下さい。 ※ 1又は2のいずれかに○印を付けて下さい。 氏名 代理人(本人との関係)	

交付担当職員の所属

警察署 階級

氏名

印

住所	第 年 月 日						
殿 本 部 長 意 見 の 聴 取 通 知 書 あなたに対する下記の理由により免許の効力の停止にかかる道路交通法第104条第1項に規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">意見の聴取の期日</td> <td>年 月 日 午前・午後 時 分</td> </tr> <tr> <td>意見の聴取の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処分しようとする理由</td> <td>年 月 日の交通事故(交通違反)で行政処分の 前歴回の点となり免許停止の基準点数に達したため</td> </tr> </table> 意見の聴取に際しての留意事項 1 あなた又はあなたの代理人が、正当な理由なく出頭しなかったときは意見の聴取を行わないで処分します。 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは代理人一人を選任し、意見の聴取の期日までに代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対して、あなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。 4 意見の聴取の期日に補佐人と出頭しようとする場合は、その者の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した「補佐人出頭許可申請書」を意見の聴取の期日までに行政庁に提出して許可を受けてください。		意見の聴取の期日	年 月 日 午前・午後 時 分	意見の聴取の場所		処分しようとする理由	年 月 日の交通事故(交通違反)で行政処分の 前歴回の点となり免許停止の基準点数に達したため
意見の聴取の期日	年 月 日 午前・午後 時 分						
意見の聴取の場所							
処分しようとする理由	年 月 日の交通事故(交通違反)で行政処分の 前歴回の点となり免許停止の基準点数に達したため						

※ 意見の聴取当日は、必ず運転免許証(マイナ免許証)及び通知書を持参してください。

受 領 書 本部長 殿 年 月 日付け、第 号の意見の聴取通知書は受領しました。 意見の聴取には、 1 私又は代理人が出席します。 (理由なく欠席したときは、事実間違いないので欠席のまま処分を決定して下さい。) 2 事実間違いなく、弁解等もないので欠席のまま処分を決定して下さい。 ※ 1又は2のいずれかに○印を付けて下さい。 氏名 代理人(本人との関係) 氏名	年 月 日
---	--------------

交付担当職員の所属

警察署 階級

氏名

印

第10号様式(第10の5関係)

通知依頼確認書

この意見の聴取通知書は、
公安委員会
警察本部長の依頼により通知するもので
ある。

年 月 日

警 察 署 長

印